

# 令和3年第2回定例会会議録 1日目

◇ 招集年月日 令和3年6月15日

◇ 招集場所 松野町議場

◇ 招集議員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出席議員

議席 番号	氏名	応 不	出 欠	議席 番号	氏名	応 不	出 欠
1	村尾重利	応	出	5	森岡健治	応	出
2	関本豊	〃	〃	6	加藤康幸	〃	〃
3	山下智恵	〃	〃	7	赤松紀幸	〃	〃
4	近藤由美子	〃	〃				

正・副議長	氏名
議長	村尾重利
副議長	関本豊

事務局職員	氏名
事務局長	大谷吉廣
書記	岡崎智恵子

◇ 開 会

議長、令和3年第2回定例会第1日目を宣告（9：30）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
6 番	加 藤 康 幸
7 番	赤 松 紀 幸

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	芝 吉 彦
副 町 長	八十島 温 夫	建設環境課長	谷 口 健 二
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	友 岡 純	保健福祉課長	上 本 恵 子
防 災 安 全 課 長	中 井 和 彦	教 育 課 長	森 本 秀 行
ふるさと創生課長	井 上 靖	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸
農 林 振 興 課 長	小 西 亨		

議	長	ただいまから、令和3年第2回松野町議会定例会を開会します。  (9:30)
議	長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは、定例議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日、令和3年第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>今年は観測史上最も早い梅雨入りとなりましたが、昨今の異常気象の一端か、従来のような長雨が続くわけではなく、短期的、集中的な大雨が降る傾向があるようです。これから梅雨の終盤、そして台風による本格的な出水時期を迎えまして、更なる防災減災対策とともに、風水害への警戒を強めて参りますので、議員各位におかれましては、災害に強いまちづくりの推進に御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症は、本年度に入って感染第4期が襲来し、いまだ全国各地で収束の兆しが見えず、社会経済活動に大きな影響を与えるとともに、人々の生活に不安や負担、犠牲を敷いております。一方、愛媛県におきましては、中村知事の強力なリーダーシップのもと、厳しい感染対策が講じられ、その結果、新規感染数が抑えられ、市中蔓延の危険性もある程度緩和されたことから、県独自の警戒レベルが、「感染対策期」から「感染警戒期」へと引下げられました。しかし感染力の強いデルタ型変異株の侵入の恐れや医療機関への過度な負担が継続していることなど、不安要素もあることから、町民の皆様には、引き続き、感染しないための自衛策を徹底していただきますようお願いをいたします。</p> <p>また、感染防止対策の決め手とされるワクチンの接種につきまして</p>

は、本町におきましても希望する方には、国の示す期限内に安全かつ円滑に接種を完了するため、役場全庁体制で臨んでおります。一部で副反応への不安や持病の関係で、接種を受けられない、受けたくない方もいらっしゃると思います。そういった皆さんへの配慮も怠ることなく、コロナによって地域社会が分断されることのないように、以前の平穏な日常生活を取り戻していく、そして社会経済活動を徐々に再開していく、このことをスピード感とともにバランス感覚も大事にしながら取り組んでいきたいと考えております。

なお、ワクチンの接種率につきまして、県内市町別の数字が公表されておりました、本町は、他の市町と比べて率が低いように見えますけれども、これは高齢者施設の接種の順番や診療所の一般診療との兼ね合いによる一時的なものでありますので、7月末までには、高齢者向けの接種を予定どおり完了し、65歳未満の一般接種に移行していきますので、どうぞ安心してお待ちいただきますようお願いいたします。

それでは、町内における3月定例会以降の主な諸行事などにつきましては、別紙の町政報告書にまとめておりますので、御確認のほどお願いを申し上げます。

なお、今期定例会に御提案申し上げます案件は、報告5件、専決処分の承認7件、条例の改正3件、工事請負契約の締結1件、一般会計補正予算の諸案件であります。御提案申し上げました議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

次に、今期定例会に関する諸報告をします。

まず、今期定例会に提出される案件を報告します。

今回提出される案件は、20件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いし

議

長

	<p>ます。</p> <p>続いて、本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、閉会中に開かれました議会運営委員会において、先般選任されました近藤議員から、副委員長を辞職する旨の申出がありまして、委員会が承認し、後任に山下智恵議員が副委員長に互選されましたので報告いたします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、監査報告であります。監査委員から、令和3年2月、3月、4月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>続いて、議会閉会中の主要行事、事務等について事務局長に報告をさせます。</p>
大谷事務局長	「議長」
議 長	「大谷事務局長」
大谷事務局長	<p>議会閉会中におけます議会の主要行事、事務等について報告いたします。</p> <p>6月3日に、令和3年6月宇和島地区広域事務組合議会臨時会が開催され、議長が出席しました。6月11日に、令和3年度松野の里を美しくする協議会が開催され、議長と産業常任委員長が出席いたしました。その他の行事等につきましては、配布しております一覧表のとおりでありますので、御確認をお願いいたします。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>これから、本日の会議を開きます。 (9:38)</p> <p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p>

<p>議 長</p>	<p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番加藤康幸議員、7番赤松紀幸議員を指名します。</p> <p>日程第2 「会期の決定」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第3 これより一般質問を行います。</p> <p>通告1番森岡健治議員の質問を許します。</p>
<p>5 番 森 岡</p>	<p>「議長5番」</p>
<p>議 長</p>	<p>「5番、森岡健治議員」</p>
<p>5 番 森 岡</p>	<p>通告しておりました事業継承についてお伺いいたします。</p> <p>本町では、立派な庁舎が建設中ではありますが、しかし町内を見渡してみると、金融機関、民間企業、商店の閉店を余儀なくされ、また、来年度には、JAの建物が解体される予定であります。</p> <p>このことで、町の明かりが消えていく様はとても重く、現実として受け止める一方、地域住民の日常生活や経済活動にとって、大きな損失ではないかと思うところであります。</p> <p>そこで商工、農林、福祉、教育、全ての面において、このような事態になっていくことは、何年も前から誰しものが予測でき、私も幾度となく指摘をし、個人的にも話を聞いてきました。</p> <p>また、町民の方との話の中で、人口減、後継者不足が話題となり、根本的に、現代の若者がこの町で暮らしていくのには、何の目標、夢を持って生活していくか、親としては、自分の好きなことができ、世界へ飛び立てと願う一方、地元に戻ってきてほしいという思いもあります。しかしながら、「10年後には3000人を切る町で何ができ</p>

<p>坂本町長 議 坂本町長</p>	<p>るの」との声もあり、今の松野町の魅力はと疑問視される方、また、このままではいけない、町も精一杯努力していただきたいとの声も多く聞こえます。</p> <p>町長は、松野町を残すために、今後、また今、どのような事業継承に取り組まれて、どのように町を守っていくかお伺いいたします。</p> <p>議長に申し訳ないんですが、この事業継承については、将来松野町が生き残るためにとっても重要な質問であるので、3回の質問では話が足りないかと予測されるため、4回5回目の質問になる場合がありますら御了承お願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは森岡議員の御質問にお答えをいたします。</p> <p>本町のような中山間地域における小規模事業所を取り巻く環境は、御指摘のとおり、人口の減少による消費購買力の減少、事業主の高齢化と後継者不足、空き店舗の増加による集客力の低下、交通環境の発達による町外大規模店への顧客の流出、更には情報通信技術の発達によるネットショッピングへの転換など、様々な問題を抱えておりまして大変厳しい状況に置かれております。</p> <p>このような状況のもと、商工業を営む事業者におきましては、先行きの不透明さから、後継者の確保に積極的に取り組めない躊躇しておられるという状況も見受けられます。また、本町の基幹産業である農林業においても、商工業と同様、せっかく守ってきた優良農地を引き継いでくれる後継者がいない、営農継続が困難という問題に直面している農家も多いと捉えております。</p> <p>このような事業継承の問題につきましては、プライベートな事情も絡むことが多く、行政がどこまで関与すべきか、さじ加減が難しいところではありますが、だからといって、このまま何も策を講じなければ、地域の産業は衰退の一途をたどることになります。このため、商</p>
----------------------------	---

工業の分野におきましては、国や県、商工会等と連携して、景気対策や後継者確保に対する支援策に取り組むとともに、事業を継続していくための有利な融資制度の拡充や経営の多角化を支援するための創業支援事業計画の策定など、事業者に寄り添った、実効性のある対策を展開しているところであります。

また、農林業の分野においても、新規就農者の育成を最優先の課題として、認定農業者経営支援事業による設備投資に対する支援や株式会社松野町農林公社での農業研修プログラムの提供、林業分野においては、新たな取り組みとして、南予森林管理推進センターにおいて、林業就業に必要なノウハウ等を学べる南予森林アカデミーでの研修も開始することとしております。加えて、これまで推進してきた地域おこし協力隊の受入れによる担い手づくりにつきましても、対象事業を拡大して実績を上げていくと見込んでおります。

一方で、担い手の確保については、今列挙したような実効性、即効性のあるものと並行して、長期的な視点に立った人材育成、子どもたちの学びの段階からの人づくりにも力を入れていかなければなりません。本町では、小中学生を対象に、発達段階に応じたキャリア教育を展開しておりまして、本町の地域資源を理解して、郷土愛を育むためのカリキュラムや町内事業者等での職場体験や企業体験、夢や目標を設定し、具現化していく過程を学ぶワークショップなどを通じて、勤労感や職業感を身につけてもらえるように、現場の先生方とともに取り組んでおります。松野町で教育を受けた子どもたちが、進学や就職等により、一度は松野町を離れるかもしれませんが、そこでキャリアやスキルを培って、いつの日にか、ふるさと松野町に帰ってきて、本町の担い手として事業継承や課題解決に取り組んでくれることを期待し、そのために必要な教育施策を積極的に展開して参ります。

いま日本国内では、コロナ禍によって生活様式が大きく変化をして、これまで見えていなかった様々な問題が顕在化してきました。中でも1番の問題は、都会の脆さ危うさが明らかになって、都市部の住

民や企業が、このまま東京一極集中が続いていいのか、都会に住み続けていいのか、大きな不安や矛盾を感じていることだと思います。その結果、人々の価値感が変わり、都市と地方の関係も大きく変化して、都会から田舎への人の動きお金や物の大きな流れが全国的に起きると思っています。その潮流を受け止めて、地域の活性化、そして担い手、事業継承者の確保につなげていかなければなりません。そのための包容力、吸収力を本町もしっかりと身につけなければならないと考えております。しかしこれは、役場だけの判断や行動でできるものではありません。住民との協働、関係機関団体との連携、そして、町外から松野町を応援していただいている皆様にも参画をしていただいて、松野町の未来を切り開いていく覚悟であります。

最近、SDGsという言葉が盛んにマスコミ等で取上げられていますが、これは2015年の国連サミットで採択された国際的な目標で、持続可能な開発を進めていこう、今現在の経済発展だけではなく、次の世代の豊かさのことも考えようという意味であると理解しています。

これは、本町にとっても大いに取り入れなければならない要素であり、20年後30年後50年後も、町内のそれぞれの集落がコミュニティとして存続し、機能しているということが私の最も基本的なまちづくりの目標であります。そのために、今できることは何か、何をしなければならないのか、正しく今回の御質問の趣旨に通じるものですが、住民が主役、地域が舞台のまちづくり、そして、初心を忘れず改革を恐れずこのスタンスをしっかりと守って、更には奇抜な箱物の建設や一過性のイベントに逃げるようなことはせず、じっくりと地につけてまちづくりを進めていく所存です。

確かに本町においても、金融機関の移転や事業者の廃業など、地域の活力が徐々に失われつつあると認識しています。しかし松野町は、これまで何度も、様々な困難や危機を乗り越えてきた経験、実績があり、今松野町を受け継いでいる私たち現役世代が、その歴史を終わら

せるわけにはいきません。町民の皆さんの英知を結集し、思いをひとつにして、地域の存続に全力で取り組んで参ります。

御質問の結びに、町長はどのように松野町を守っていくのかという問いがありましたが、はっきり言って特效薬はないと思います。

災害やコロナなど、その時々行政課題に対しては、ひとつひとつ誠実に丁寧に向き合い対処していくこと、町民の幸福につながる事業があれば、ちゅうちょなく実現していくこと、そして様々な立場や考えの方と対話をして、まちづくりへの参加を促していくこと。このようなひとつひとつの積み重ねが、松野町を守ることに繋がっていくと信じています。

実際に当初予算で予算化した幾つかの事業、移住定住施策や集落再生事業、観光施設の整備などは、具現化に向けて今着実に進行をしております。これらの事業に、より多くの皆様の参画をいただき、地域の活性化、コミュニティの存続につなげていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても引き続き、御支援御協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

5 番 森 岡

「議長 5 番」

議 長

「5 番、森岡健治議員」

5 番 森 岡

答弁ありがとうございます。

町長理解されておられるようですが、いろんな事業を考えられておられますけども、町の行政の思いと町民のそういう取り組みが、ひとつにならないと駄目だと。ひとつのことをするにしても、二転三転と町の福祉につながる事業計画、これをやはり考えて各課、各課、課だから、うちだけですよっていうわけじゃなく、もう町長がトップなんで、トップとして町、職員、ひとつとしてこのことには取り組まない、それこそ先ほど私が言いました、3000人を切るんじゃないか。3000人を切ったら町がなくなるんじゃないかっていう考えが私にはありますので、ひとつその辺、よく理解していただきたいと思えます。

それでは、まず伊予銀行の松丸支店との廃止について1つお伺いたします。

公共料金の支払い、年金の受け取りをはじめ、地域の基幹金融機関であり、特に高齢者にとっては今でも通帳と印鑑を大事に抱え、窓口で手続きしている方が多く、窓口サービスが欠かせないものであると。事業所においても同様であり、支払い、借入れ等、キャッシュコーナーやインターネットサービスなどだけでは、対応し切れないものがあり、窓口サービスは不可欠であると考えられます。加えて、保険や信託、創業支援や事業継承等、地域の活性化にも担っているところがあります。

ここが重要なんですが、20市町の中で、支店のない唯一の町となってしまうということです。町にとっては、大きな損失ではないか。

伊予銀行という企業での、支店店舗の廃止決定に対しては、一個人として、個人では何もできないかもしれませんが、町として、町長として、町民運動として、何らかの働きかけでも、働きかけもできたのではないか、決定事項の事後報告のような文章が配られる前に、町長には何らかの情報提供があったのではないか、その時点で、議会や町民に相談できたのではないか、疑問視がたくさん残ります。

支店が廃止されるという結論を覆すことはできないかもしれませんが、それまでの過程がまちづくりにとって重要なことではないかと思っております。

まずこれが1点目です。

2点目、この町で商売人として暮らしてきた感覚で商工業を見ると、予算も減少し、このことが建設業、商店の売上げが落ち込んでいる。数々の要因が重なり、閉店せざるを得ない事態を招くことになっている。よって事業継承、後継が難しくなっていく。全てが人口減とは言えなく、人が住んでもらえる取り組みが大事で、そこに経済が生まれてくると思われます。

そこで、松野町の特産品には何があるのでしょうか。ネット楽天市

場、検索してみますと、桃だけで、の、桃だけの掲示で、松野町にはユズ、梅、うなぎ、雷漬、その他農林公社が栽培販売してる商品など、数々の特産品と言えるものが中にはありますが、なぜですかと。私は特産品に付加価値をつける取り組みをしていますが、一方で特産品の1つであるお茶もお茶部会がなくなり、JAも手を引くことになったが、町長は、長年お母さんが営んでこられたうなぎ川魚料理の継承について考えたことはありませんか。町の灯を消さない努力なされましたか。ひとつひとつの積み上げが、先ほど町長も言われましたが、大事だと思っております。

続いて福祉では、高齢者が介護せざるを得ない事態となっている。保健課でも、看護師不足、保育園でも同様のことが言える。議会でも成り手不足の問題がある。町の発展のために規制の緩和をしないと、若者の成り手不足解消にはつながらない。このことは、町の発展につながり、若者の住みよいまちづくりに不可欠であると考えます。

また教育課では、中学生が60数名とのことですが、松野町を支える子どもたち、支える子どもたち同時に、町内、近隣市町で就職はとも言えず、大学まで進んで、いろんな経験を積んでもらいたい親の気持ちで、中にはその地域で暮らす人もいるでしょう。また、町内に帰って来られる人もいるでしょう。このような現実を避けて通れない。だからこそ、早いビジョンを打ち出し、町長の言われる50年後100年後、町があるべき姿に向けて取り組むべきではないでしょうか。

今、大枠で3点質問させていただきました。このことに関して、答弁よろしく申し上げます。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

3点再質問いただいたわけですが、1点目の伊予銀行の松丸支店の近永支店への移転という点でございます。

これは実は私も急な通告といいますか、将来的にはそういう話もあるのかなといったところだったんですけれども、現実的にもう決定事項ということで、伊予銀行のほうから連絡がありました。当然民間企業の内部情報であるので、秘密にしておいてほしいというふうに言われましたが、私は、議員の皆さん覚えていらっしゃると思いますけれども、伊予銀行から連絡があった時に、議員の皆様には電話で連絡を事前にさしていただきました。町民にはまだ公表することはできないけれども、議員の皆さんは、どうぞお知りおきくださいということで、電話をしたと思っております。

そのあとですね、ただ受け入れるだけじゃなくて、伊予銀行のトップの方にも直接電話をして抗議をしました。更に、役員の方にも来ていただいて、当時そのコロナの感染が広がっていて、松山との往来が自粛をする状態だったんですけれども、そういった状態であることを言ってる場合じゃないということで、役員の方に来ていただいて、私の胸の内も伝えてみました。しかし既にもう機関として決定をしていることだから、なるべく町民の皆様にご迷惑をかからないように事後の策を練るから、何とか理解をしてほしいということでした。

実際にその伊予銀行が松丸支店が移転ということになりますと、町内にはあの建物とそれからATMが1基残るだけになります。私としてはそのATM、確かに銀行の機能は今ほとんどATMで代替はできますが、高齢者の方にはなかなか使いづらい側面もありますし、何かこうトラブルとかあった場合に、誰もいないところで対応もできないということもあります。そういったところも含めましてですね、これ伊予銀行の移転ということは、大変断腸の思いですが、受け入れるという方針で残ったそのATM、そしてあの建物をどうするか、今これを検討していきたいというふうに考えています。

当然伊予銀行の持ち物なので、私のほうから、幾つかの選択肢の中から解決案を示して、銀行と協議をすることになりますが、その支店とそれから住宅もあります。社宅も、4戸ありますが、その社宅もど

うするのか、まだ伊予銀行のほうでは明確な使い方は考えてないということでしたが、そこら辺も含めて、この伊予銀行の撤退という危機をですね、なるべくダメージが少ないようにしていきたいというふうに思っております。

もう1点、特産品の販売です。

松野町には誇るべき特産品が幾つもあると思っております。ただそれがなかなかその今、シェアを伸ばしているネット販売につながらないということ、これは品質的には問題がないんですが、やはりロットといますか収量が確保できない。ネットで火がつくと一遍にこう注文がくるわけですけれども、それに対応する、今のところ生産量がないということで、その辺は安定生産につきまして、農産物を含めて、これはなかなか一足飛びには生産量を倍増することはできないんですけれども、そういった新しい販売チャンネルにも対応できるような売り方を考えていきたいと思っております。

お茶につきましては本当に私も非常に残念で、何とか茶の産地として松野町を残したい。それだけの歴史を有していたわけですけれども、残念ながら今の大規模産地との価格競争には太刀打ちできないということで、農協の生産部会としての活動は終わりますけれども、若い元地域おこし協力隊が、もうそういった全部を受け継ぐことはできませんけれども、その一部を新しいお茶の加工として今頑張ってくれておりますので、そういった動きも支援をしていきたいというふうに思っております。

最後に子どもたちが、この松野町で生まれた子どもたちが、この松野町で担い手になってくれるということが、もうこれ理想ですけれども、やはりよそで勉強したい、あるいはよそで働きたいという、意向を持っている以上、それを背中を押してやるのが私たち松野町の大人の役目だと思っております。ただ、いつの日かこの松野町のことを大事に思ってくれていて、帰ってくると、最後はこの松野町で担い手として活躍をしてくれる、そういったことを今、特に教育分野で重視をし

てカリキュラムを作っているつもりでございます。

もう1点、そういった子どもたちが出ていく以上、どうしても人口が減ってくる。そこを埋めるためには、やはり松野町に移住者を積極的に迎え入れなければならない。これもですね、移住してくる方が全部その、素晴らしいスキルを持って、すぐに地域に溶け込んでくれる、そういう人達ばかりということは、これはもう確率上奇跡的なことなので、例えば考え方が違う方、もっとドライな田舎になじめない方もいらっしゃると思いますけれども、それを地域として受け止める包容力、そういった方も松野町で活躍をしていく担い手として機能する、そういった我々のほうもですね、変わっていかなければならないのじゃないか、そういうスタンスで移住者をこれから受入れたい、そして人口の減少に歯止めをかけたいというふうに思っております。

今3点、御質問いただきましたが、こういった内容でですね、ひとつひとつ対応していきたい。例えば上場企業の本社がこの松野町に来てくれるとか、そういったことが実現すれば、人口問題も解消するんですがそういったことはもう実質も見込めないと思っております。我々がやれることを、ひとつひとつ重ねていく、それがこの地域の存続そして事業継承につながると思っておりますので、またこの点につきましては、様々な皆様と御議論、議論をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

5 番 森 岡  
議 長

「議長5番」

「5番、森岡健治議員」

5 番 森 岡

町長の大卒の考え方は理解してるつもりなんですけど、町の明かりが消えていく、これはもう本当に寂しい思いをしております。先ほどの伊予銀行の社宅に関しては、私が思うには、伊予銀行の4棟ですかね、行員の方がそこで暮らしていただける、していただきたい。まずはここを空き家にはしてはならないと、その願いはしていただきたい。

また今のIT関係でキャッシュサービスいろいろそこら辺、その辺

もやはり住民の利便性考えた企業との話し合いを設けていただき、私が思うに、この松丸、町の中、ぱっと見た時に、じゃあこの伊予銀行の建物が将来的に壊されるのか、存続するのか、建物が。ただ建物があっても中の明かりが見えないわけですよ。その辺考えたら、寂しい思いが、またそれに農協の建物があそこでなくなる。町から建物がなくなる。窓から明かりが見えなくなるっていうのはこれほど寂しいものないと思います。都会へ行って街路灯があるから明るいんじゃないんですよ。いろんな商売から建物があつてそこの灯が灯るからにぎわいが感じられる。その辺よく考えていただきたいと思っております。

今までいろんな、このことに関しては、いろいろな要因、基本的考えを述べましたが、事業継承、後継者については、町民私も含め、個人個人で努力、考えるべきことと、一方で、町として、自分のこととして、全課職員がひとつとなつて取り組んでいただきたいと思いません。でないと施策1つ打つても、自分の課だけ単発になってしまいますよと、いうことを言いたいわけですが、地方創生を、国が示している地方創生を理解し、何の事業にしても、1点で終わらず、つながりのある政策、1つの事業をして、ここの企業が儲け、次にここの農家が儲け、そこで子どもらが裕福になっていく。単純考えたら分かることなんです、見るに単発で終わってる施策があまりにも多いんじゃないかなと、それは後のフォローが足りないんじゃないかなと思っております。

政策を打ち出すことによって、町民全体の事業継承に取り組めるのではと思っておりますので、このことに全力で努力していただくことを要請して、質問を終わります。

以上です。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

最後に御指摘いただきました全課職員が一丸となつて、これにつき

	<p>ましてはですね、松野町ほんとに小さな町、小さな役場で人材も限られております。なかなかその住民の皆様の御期待に沿えないところもあるかもしれませんが、そこは小さいなりの身軽さといいますか、きめ細やかさを十分に発揮してですね、私毎月1回、最低でもその定例庁議というのが開かれますけれども、そこでは、何でも課長さん方に発言をしていただくと、そして自分の業務にないことでも、気がついた言葉があれば提案をしていただく、そういった庁議にしたいというふうに今ずっと取り組んでおります。その課長さん方の下に、それぞれ部下となる職員さんがいるわけですし、そこら辺も含めて、縦割りでやるほどうちの役場は余裕がないと思っております。もう全員が当事者として課題に取り組んでいく、そういった意識づけをこれからもしていきたいと思っております。</p> <p>御指摘ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で、森岡健治議員の質問を終わります。</p>
3 番 山 下	<p>続いて、通告2番山下智恵議員の質問を許します。</p>
議 長	<p>「議長3番」</p>
3 番 山 下	<p>「3番、山下智恵議員」</p>
	<p>通告しておりましたとおり、旧松野温泉施設の再活用について質問いたします。</p> <p>旧松野温泉施設は、昭和52年松丸に建設され、当時松野中学生の寮となっていた若葉寮の寮生や地域住民の憩いの場として大いに活用されておりました。私にとっても旧松野温泉施設は、小学生の頃に家族といった懐かしい思い出の場所でもあります。</p> <p>しかし、ぼっぼ温泉が開設された平成14年に閉館となって以降は、特に活用されることもなく年月とともに老朽化も進み、当時の活気ある温泉施設の見る影もありません。当時は、多額の費用をかけて建設されたものであり、閉館されたとはいえ、このまま放置するのは余りにももったいないのではないかと考えます。</p> <p>そこで、この旧松野温泉施設の再活用について、近隣の集会所のな</p>

<p>坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長</p>	<p>い組へ集会所としての活用、あるいは地域活動の拠点としての利用などができないか、また、再活用ができるのであれば、閉館となって20年がたっているため老朽化も進み、修繕等が必要であると思いますが、その点についても町としてのお考えをお聞かせください。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、山下議員の御質問にお答えします。</p> <p>御質問の旧松野温泉につきましては、今ほど御質問にもありましたように、昭和52年に緑地等利用休養施設として整備をされまして、以来、平成14年の森の国ぽっぽ温泉の完成まで、住民の健康増進、コミュニティづくりの場、中学校の寮生のお風呂としても長く利用されてきました。</p> <p>閉館後の平成14年から現在までは、林道保全用の草刈り機などの機材の収納場所として利用しておりまして、地元の皆様の御支援御協力をいただきながら、施設及び外構の維持管理を続けております。</p> <p>この旧松野温泉は、建設時から既に44年が経過しておりまして、施設設備の経年劣化によりまして、現在水道の給水を中止しているほか、屋根の部分の劣化によって雨漏りがひどい状況で、利用が大幅に制限をされている現状であります。</p> <p>また、昭和56年以前の建築物であるため、新耐震基準を満たしていない可能性が高く、人が集まる場所としての活用する場合には、耐震診断を実施して、その結果によっては、耐震の改修が必要となる可能性があります。また、一帯が急傾斜地警戒区域に指定されているため、安全な利用が確保できるのか、これも確認する必要があると考えております。</p> <p>このような状況ではありますが、本町といたしましては、この旧松野温泉をはじめとして、使われていない公共施設の再生、転用は重要な政策課題として認識しており、限られた財源の中で、住民ニーズや人口動態、各施設の利用状況を踏まえて、長期的視野で必要性があれ</p>
------------------------------------	---

ば、施設のリニューアル事業を推進していきたいと考えております。

このため、令和2年度に松野町公共施設等総合管理計画を策定したところではありますが、今のところ旧松野温泉の個別計画では、建物の法定耐用年数が残り3年で老朽化が進行していることもあって、施設の活用については、現在のところ具体的な案がなく、今後も引き続き検討を行うこととしております。

今回、山下議員から、旧松野温泉の再活用につきまして、集会所という例も挙げながら御質問をいただいたわけですが、この施設の近隣には、町営住宅や高齢者共同住宅、老人憩いの家の木工室、更には周辺には、松丸公園や虹の森まつの保育園、松野西小学校など多くの教育文化施設や福祉施設があります。また、里山の原風景といえる鯛川の景観や環境、歴史と風情がある松丸街道にも近く、この一帯はですね、これからもしっかりと守っていかなければならないふるさと松野の貴重な資源であるというふうに考えております。そういった意味からも、地域の皆さんと一緒に、地域の皆さんの意向や意見を最大限尊重しながら、旧松野温泉の再活用を含めた松丸地域全体の活性化、そして拠点づくりに取り組んで参ります。

したがって、今後の再活用を検討する際には、単に施設の使い方限定するのではなくて、町の中心である松丸地域全体を俯瞰して、コミュニティの存続のためにはどのような機能が必要なのか、どういった人たちに参画してもらい役割分担をするのか、住民の皆さんと議論を含めて合意形成を図っていきたいというふうに考えております。

その上で、施設をどのように修繕してどのように再利用するのか、あるいは、新たな施設を建設するのか、この際に思い切って撤去をするのか、費用対効果も含めて住民の皆様と一緒に考えて参りたいと思います。

また、この活用方策を検討する中で、話し合いや合意形成の過程が、住民の参画による持続的なまちづくりのきっかけになることを目指

<p>3 番 山 下 議 長</p>	<p>したいと考えております。</p> <p>つきましては、議員各位におかれましても、引き続き御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。</p>
<p>3 番 山 下</p>	<p>「議長3番」</p> <p>「3番、山下智恵議員」</p> <p>御答弁ありがとうございます。</p> <p>今ほど町長から説明があったように、松野町が保有している公共施設は多数あるようでございます。その管理方法については、全てが網羅されているということでしょうか。</p> <p>旧松野温泉に限らず、全ての公共施設においては、更新の優先順位など、効率的な維持管理方法を検討し適正な管理をしていかなければ、施設が老朽化していくスピードに対応が追いつかなくなり、施設そのものが使用できなくなってしまいます。現状をしっかりと把握し、長期的な視点をもって管理されることをお願いいたします。</p> <p>また、松野町が保有している施設は、松野町民のために適切に取り扱われるべきものであると思います。今後とも、地域住民の声に耳を傾けていただき、使用目的が明らかなものについては、有効に活用ができるよう、前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。</p> <p>御指摘のとおり町には現在使われてない施設が幾つかあります。</p> <p>行政財産、普通財産という区分があるんですが、目的が、現在のところ消滅をして普通財産になっている施設もあります。そういったものも含めましてですね、町では松野町公共施設等総合管理計画を策定して、全体的な考え、どういうふうにしていくのか、それとその施設ごとの個別計画、その建物にどれぐらいの資産価値が残っているのか、それは全て計画を立てて管理をしていきたいというふうに思っ</p>

	<p>おります。</p> <p>その中で私はですね、新しい箱物の建設、これはもう必要なものは、どうしても財源を確保してやらなければいけません、ただ施設が古くなったから、替わりの施設を建てていく、箱物を作っていくという姿勢は、これからは慎んでいかなければ、これは全国どこの行政でも一緒ですけれども、そういうことを心がけていかなければ、町の存続そのものに支障が出るというふうに思っております。そういった中でですね、この松野温泉、住民の皆さんも以前から集会所に使えないかというような御指摘もありました。それらにつきまして、先ほど言いました建物の耐久性、資産価値、更には住民の方がどれだけ参画をしていただくのか、管理をこれからして担っていただくのか、そこら辺も確認をしながら結論を出していきたいと思っております。</p> <p>また同様にいろいろな施設がありますが、私としましては、先ほどの続きになりますが、もう最悪、使わないものは売却をする、民間に譲渡する、これも有効な選択肢の一つだと思っております。守るべきものはしっかりと守り、そして行政としては、これからの人口減社会を見据えて、身軽になれるところは身軽になっていく。そこら辺メリハリのつけた運営をしていきたいと思っておりますので、また議会の皆様にも御理解をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>以上で、山下智恵議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。</p> <p>ここでしばらく休憩します。 (10:23)</p> <p>(休憩 10:23 ~ 再開 10:32)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:32)</p> <p>日程第4 報告第2号「専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること)」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p> <p>「議長」</p>
議	長
議	長
議	長
坂本町長	長

議 坂 本 町 長	<p>「坂本町長」</p> <p>それでは、報告第2号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）」について御説明を申し上げます。</p> <p>本案は、公用車による物損事故に係る損害賠償の事案でありまして、地方自治法第180条第1項及び議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和3年3月30日付けで専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。</p> <p>事故の概要につきましては、去る令和3年1月9日午後0時30分ごろ、松野町松丸の国道381号線を職員が公用車を運転中、積雪でスリップして横転したことによりまして、道路脇の発電設備のフェンス、ソーラーパネルに接触し破損したというものであります。</p> <p>当事故による損害賠償額は62万9千402円で、町加入の全国自治協会自動車損害共済にて対応し、施設の修理は完了済みでございます。</p> <p>このたびはこのような事故を起こしてしまいまして、大変申し訳ございません。今一度、安全運転を十分に心がけ、今後このような事故を起こさないように指導をいたします。</p> <p>以上報告といたします。</p>
議 長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>（質疑 ～ なし）</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第2号の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第5 報告第3号「鬼北土地開発公社に関する報告について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは報告第3号「鬼北土地開発公社に関する報告について」地</p>

方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、決算等の状況を御説明申し上げます。

なお、本日御報告する内容は、本年5月に書面開催された鬼北土地開発公社理事会において承認されたものであります。

鬼北土地開発公社は、鬼北地域内での土地開発事業を計画的かつ円滑に進めるため、出資団体である鬼北町、松野町の委任を受けて必要となる公共用地の先行取得、造成、管理などを実施するために設立した団体であります。

ただし、土地開発公社は、保有する土地は全て、現在売却済みでありまして借入金を全て繰上償還しております。

令和2年度決算につきましては、新たな土地の取得などの事業を実施していないため、事業収益につきましては、予算計上並びに決算額がありません。

事業以外の収支については、収入のうち事業外収益は、普通預金利息が0円、定期預金利息が500円、運営費補助金が9万5千426円で、合計9万5千926円の決算となっており、支出のうち販売費及び一般管理費は、役員報酬が4万9千999円、需用費が4万2千900円、役務費が2千220円で、合計9万5千119円の決算額であります。

次に財産目録について御説明をいたしますと、資産の部では、普通預金が10万6千911円、定期預金500万円となっており、負債の部では、短期預り金として役員報酬の源泉所得分と運営費補助金超過分が合わせて10万6千911円、差引の正味財産が500万円となっております。

続いて貸借対照表では、財産目録で説明した事項に加えまして、資本の部で両町から出資している基本財産を加えて負債資本合計が、510万6千911円となっております。また、損益計算書では、販売費及び一般管理費、事業外収益がともに9万5千119円であり、したがって経常利益、当期純利益とも0円の決算となっております。

		<p>最後に、今回の会計期間における資金の流れをキャッシュフロー計算書によって報告しておりますが、事業収入がないことから、運営費補助金等収入9万5千426円から、経費等を差し引いた307円に、受取利息500円を加え、807円となります。このほか、投資活動及び財務活動による資金の動きはなく、現金及び現金同等物期末残高は510万6千911円となっております。</p> <p>各種事業におきまして、公共用地の先行取得の需要が減少するなど、行政ニーズが変化しておりまして、本町が土地開発公社を利用する計画は今のところありませんけれども、今後住民福祉の向上や地域経済の活性化のために大型事業の導入が必要となった場合には、土地開発公社の存在意義が出てくると思われます。そのため、当面の間、鬼北町とともに土地開発公社を存続していくこととしておりますので、議員各位の御指導御支援をお願いしまして、地方自治法第243条の3、第2項の規定による報告とさせていただきます。</p>
議	長	これから、本報告に対する質疑を行います。
5 番	森 岡	「議長5番」
議	長	「5番、森岡健治議員」
5 番	森 岡	この鬼北土地開発公社予算については、私が知ってるのでは、本町では、ここもう10年と言わん活用がなされてない。計画を持たないのであれば、解散もやむを得ない。しかし計画を、私が先ほど言うた事業継承の中でも、この計画を先に立てるのであれば、土地開発公社を残すべきやし、これが何も考えるところがないという状態で、これ10年間ほどずっとこう続いているわけですが、ちょっとこの辺が事業継承をするには、やはり取り組まないといけない、計画をまずは立てないけんし、その辺、町長、先ほど町長の説明ではないといっておりましたが、再度お伺いいたします。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	はい。

御指摘のとおりここ10年ほど松野町においては、この土地開発公社、利用をした実績はございません。鬼北町のニュータウンですかね、分譲したところでこの土地開発公社を利用したわけでございますけれども、基本的にですね、これから土地を先行取得するような事業があるのかどうか、これは私としては、今のところは考えておりませんが、これ鬼北町さんと松野町、両方で出資をして運営している段階で、鬼北町のほうでは全くないということでもないようでございます。

これ非常に設立が難しい法人でございまして、解散することは、手続上できるんですけれども、じゃ必要だからといってすぐに再結成できるものでもございません。そういったところもありまして、ちょっと今のところ、そういったところで残してはいるんですが、これにつきましても、もう両町で、はっきりともうそういった事業はないという確認ができましたら、解散という手続をとりたいと思いますが、これ先ほども言いましたように、両町の首長それから議会議長さんも入っていただいておりますので、その理事会の中で相談をしていきたいと思っております。

以上です。

5 番 森 岡  
議 長

「議長5番」

「5番、森岡健治議員」

5 番 森 岡

町長先ほどから私言いますがね、この土地開発公社を、土地を取得しないといけない計画、これは以前にも前町長の時にも、プール計画等もあった。また以前はですね、1番最初、観光施設にしても、森の国ホテルが1番最初で次におさかな館、人の流れがずっと変わってきました。じゃ今、おさかな館道の駅を、衰退しているっていう、決算書にはなってますが、それを少しでも来場客を増やす、そのための1つの取り組みとして、なんかあの辺で考えるべきがあるんじゃないか。

そうすると、この土地開発公社は存続しないといけないんですが、その辺早くビジョンを打ち出さないと、もう10年間これ毎年9万円ですかね、均等割がずっと出てますが、この辺のちょっと無駄なお金

		<p>になるんやないかなと考えておりますが、最後にその辺だけお答え願ったらと思います。</p>
坂本町長		「議長」
議長		「坂本町長」
坂本町長		はい。
		<p>ひとつちょっと御確認いただきたいのは、土地開発公社が先行取得するというのは、例えば複数の地権者、民間の方がいらっしゃって、買収までにしばらく時間がかかるとか、起債補助の関係で、当該事業年度に取得したのでは間に合わない。前もって、土地開発公社で買って、事業年度に町が買い戻すと、そういった仕組みを持っておりまして、逆に言えば、当該年度で買収から工事まで町が事業主体としてやるのであれば、土地開発公社を通す必要はないわけなんです。</p> <p>そこら辺も含めましてですね、虹の森周辺の追加施設、あるいは松丸とか目黒とかで新たな拠点を作る、そういった構想の中で、町がまた新たな出資をする場合があるかもしれませんが、それは土地開発公社によらずにできる可能性が大きいというふうに思っています。</p> <p>一方で、じゃ全く土地開発公社を使う可能性はないのかということになりますと、先ほど申し上げましたように、鬼北町さんの計画もありますし、我々の計画も今のところその具体性はありませんけれども、将来的に浮上するかもしれない。そういったところも含めまして、今後どうするか、この土地開発公社の存在意義というものを改めて検討をしていきたいというふうに思っております。</p>
議長	長	これで質疑を終わります。
		以上で、報告第3号の報告を終わります。
議長	長	<p>日程第6 報告第4号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂本町長		「議長」
議長		「坂本町長」

坂 本 町 長

それでは報告第4号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、決算状況等を御報告いたします。

なお本日御報告する内容は、令和3年6月2日に開催された株式会社まちづくり松野第5期定時株主総会において承認されたものでございます。

まず第5期令和2年度の営業報告の総括について、虹の森公園全体の売上げ実績は、1億2千968万円、前年度対比は85.5%であり、14.5%の大幅なダウン。これは新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた影響であります。

年度当初の時期においては、これまで堅調であった学校などの団体のお客様や新たな営業アイテムとして成長部分であった移動水族館の予約も軒並みキャンセルが続き、0件となってしまいました。更には、感染症対策として、4月後半からのかごもり市場以外の全施設の休業は、売上げの半分を占めるゴールデンウィークも含まれまして、経営面に対して大きな痛手となった原因でもあります。その後6月から7月にかけて、感染症対策での移動自粛ムードや天候不順などによりまして、お客様の動きが伸びない状況が続きました。

しかしながら、かごもり市場におきましては、生産者の皆さんから出荷される夏野菜に関しては、特に地元のお客様の購買意欲が高く、売上げが好調であったことは明るい成果であり、今後の経営や農業振興に対してヒントになるものであります。

その後秋から冬の時期につきましては、地域共通クーポンやGOTO EAT、松野町発行の商品券、9月の大型連休などの外的要因、更には修学旅行の誘客などによりおさかな館の入館者が伸び、売上げに関しても施設全体で好調でありました。

しかしまた、12月以降3月末までについては、全国的な感染症拡大傾向によりまして、年末年始のお客様の移動もほとんどなく、大変厳しい状況が続きました。

次に、部門別であります。まずおさかな館につきましては、長期のゴールデンウィークの休業や学校の夏休みの期間短縮、年末年始の移動自粛や通年でのご予約キャンセルやイベントの中止など、こういった様々な影響を受けた1年でありました。しかしながら、県内小中学校の修学旅行の目的地としての新たな需要が発生をしまして、今後の営業戦略を立てる上での材料となったこととさせていただきます。

次に飲食部門につきましては、感染症の影響により室内を敬遠する感があり、店内での飲食や団体のお客様が減り、苦戦を強いられました。そのような状況の中で、テイクアウトサービスに取り組んだほか、スイーツや森の国ファームのソフトクリーム提供など、売上げが伸ばせている要素もありまして、今後しっかりと状況を判断しながら、営業戦略を練っていきたくと考えております。

物販部門につきましては、先ほど申し上げましたとおり、かごもり市場においては地元や近隣のお客様の御利用が伸びておりまして、会員の皆様の出荷する野菜などについては、対前年比を上回ったところとさせていただきます。このことは次年度以降もしっかりと伸ばしていきたい部分であります。しかし、他地域から観光で訪れるお客様が減少していることから、収益率の高い加工品の売上げは伸びなかったところとあります。商品構成の見直しなど、収益率のアップが今後の課題というふうに感じております。

続きまして決算報告ですが、まず貸借対照表では、資産の部で、流動資産として現金預金、2千589万1千円のほか、売掛金154万6千円、未収入金73万8千円、商品在庫487万3千円、その他を合わせまして計3千356万5千円、固定資産としての構築物、器具備品などが50万9千円、この2つを合わせまして3千407万4千円となります。これに対する負債の部では、流動負債として、買掛金が539万1千円、未払金が591万9千円、そのほか預り金及び未払法人税等を合わせまして1千166万3千円、純資産の部では、資本金が8千46万円、繰越利益剰余金マイナス5千774万9千円

で、自己株式分を差引き、2千241万円という状況になっております。これにより、負債純資産合計が3千407万4千円となっております。

続きまして7ページ、損益計算書ですが、純売上高は、3部門の売上げ額で合計1億2千968万3千円であり、これに対する原価7千494万円、販売費一般管理費9千803万8千円を差引いた金額がマイナス4千329万6千円となっており、これに指定管理料を含む営業外収益4千248万円を加えまして、当期純損失はマイナス91万9千円の決算となっております。以上が今期の決算であります。

これを受け、第6期においては、人員体制や新たな運営方式、ポストコロナを見据えた営業戦略、収支のバランスを見ながら、取締役会における協議を進めまして、社員一丸となって着実に目標、事業計画に取り組み、経営改善を目指していくこととしております。

ここでこの場をお借りしまして、議員各位におわび、それから御理解をお願いをしたいと思います。

株式会社まちづくり松野の組織体制、すなわち代表取締役社長の人事につきましては、速やかに町長である私から経営感覚やノウハウのある適任者と交代するように、議会から再三指摘を受けておりまして、私も全く同感であることから、先に開催された定時株主総会までに社長を公募して、交代する予定で事務作業を進めておりました。

しかし御承知のとおり、年末年始からコロナ感染症の第3波、第4波が襲来し、昨年が続いて、おさかな館を一時閉館するなどの措置が必要となり、人の動きを抑制しなければならないという、言わば、観光産業を否定するような営業形態となりました。

このような状況、つまり戦略的な経営、前向きな企画ができない最悪の環境の中で、優秀な人材が集まるのだろうか、またたとえ社長のなり手があつたとしても、資金繰りなどに当面の業務に窮するような状況で能力を十分に発揮していただけるか、そういった思いが募りまして、やはりコロナ禍がですね一段落をして、社会経済活動がある程

		<p>度再開をしてから、なるべく多くの人材を募集し、その中から人選をしていく、こういった方向がいいのではないかという結論に達したところでございます。</p> <p>これは、この後報告いたします株式会社松野町農林公社においても同様の決断をさせていただいたわけですが、基本的に社長を交代して適切な人材に後をお任せしたいという方針には変わりがなく、ただ交代の時期を定時株主総会に無理に合わせるのではなくて、より人材が確保できる、そして能力を発揮できる時期まで、しばらくの間、猶予をいただきたい、そう考えている次第でございます。何とぞ御理解御協力をお願いいたします。</p> <p>以上で地方自治法第243条の3第2項の規定による報告とさせていただきます。</p>
議	長	これから、本報告に対する質疑を行います。
4 番	近 藤	「議長4番」
議	長	「4番、近藤由美子議員」
4 番	近 藤	座ったままで失礼いたします。
		<p>あのですね、事業計画案の件なんですけど、いろいろと書かれているのは、何か上滑りな感じで、本当に接客レベルの向上とか、目指すために具体的に取り組んでいることとか、少しは書かれてるんですけど、今までできなかった客層を取り込んでいく仕組みづくりとか、具体的にどうするかっていうことを聞かせていただきたいんですけど。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	はい。
		御指摘の部分は令和3年度第6期の事業計画のことですかね。
		はい。
		これにつきましては、一応今回求められている報告事項ではないんですけども、せっかく御質問をいただいたので、社長として答弁を

させていただきます。

まず具体的な、ということですが、おさかな館につきましてはもうこれほかにない松野町ならではの虹の森公園ならではの魅力だというふうに思っておりますので、集客力、潜在能力はあると思っております。ですからこれをしっかり伸ばしていくこと、そしておさかな館で人を寄せて、周りに例えばレストランでありますとか、特産販売所に誘導していくこと、これに取り組んでいきたいと思っております。

そういった中でですね、ひとつ斬新なアイデアはですね、やっぱり町民の皆さんに、自分たちのおさかな館という意識を持っていただくために、無料でオフシーズンに町民の皆さんに入っていただくということを実現化していきたいというふうに思っております。また修学旅行がですね、結構今回、県内の学校が来ていただいたんですよ。それコロナの影響もあるんですけども、そういった新たな客層といいますか、ターゲットも見つけることができましたので、それを伸ばしていきたい。それは、まちづくり松野、おさかな館虹の森が中心となって、町内全域の、例えばキャニオニングでありますとか農家民宿とかそういったところとも連携してやっていきたいというふうに思っております。

あと、1番の関心はかごもり市場をどう売上げを上げていくか、これが地域の基幹産業である農業をどう振興していくかということにつながりますが、これにつきまして、ただ農家の方が、かごもり市場に持ってきてくれるのを待っているだけでは品物は集まらない、これは何度も私も現場に言っていることなんですけれども、それを具体化していこうということ、今特に目黒地区で商店が、これも森岡議員の事業継承のところにもつながるんですが、廃業されて買物ができない状況になっております。それを埋める形で、集出荷とそれから小売をするといったことが組合せができないか、こういったことも今具体的に、令和3年度で取り組んでいこうというふうに思っております。

このことにつきましては、議員の皆様も大変関心のあることで、そ

		れぞれアイデアとかお持ちだと思いますので、このことにつきまして は、前も申し上げましたが、継続的にですね、まちづくり松野それから 農林公社の件につきましては、御協議をさせていただきたいという ふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。
4 番 近 藤	議 長	「議長 4 番」 「4 番、近藤由美子議員」
4 番 近 藤		えっとですね、今聞いて分かったんですけど、いろいろと考えられ ているようなんですけど、おさかな館にしてもこないだ福島からアナコン ダですかねあれ、違うんですかね。ちょっとあれですけど、来たんで すけど、そういうコマース的なことも足りないと思うんですよ。 そんなことがすぐ情報に挙げてもらえると、より外からも来やすいん ではないかと思います。
		それと虹の森のかごもり市場なんですけど、それぞれなんですけ ど、キャッシュレスとか、オネストってのこないだ提言したと思うん ですけど、そういうのがどういう進捗状態になっているのか、できな いならなぜできないのかとか、情報を流してもらえれば助かります。
		それと小さなサービスが1番大事かと私は思ってるんですけど、そ の小さなサービスが積み重なって大きなサービスになっていて、大き く花開くっていうところも、時間的に見ればものすごく重要なこと ではないかと思っております。
		以上です。
		よろしく願いいたします。
議 長		よろしいですか。
4 番 近 藤		はい。
坂 本 町 長		「議長」
議 長		「坂本町長」
坂 本 町 長		はい。
		御提議いくつもありがとうございました。
		それにつきまして具体的に検討いたしますので、また御相談に乗っ

		<p>ていただきたいと思います。</p>
議	長	ほかないでしょうか。
4 番 近 藤		「議長4番」
議	長	「4番、近藤由美子議員」
4 番 近 藤		<p>もう1つ提言なんですけど、レストラン部門があるじゃないですか。そのようなところに、どの食べ物を食べればどういう健康に効くかとか、総カロリーとかを挙げていただくと、ちょっと難しいかもわからないんですけど、そういうことを挙げていただけると、また食べ方も違って来るんじゃないかと思いますので、またその辺のことはよろしく願いいたします。</p>
議	長	よろしいですか。
坂 本 町	長	検討させていただきます。
議	長	よろしいですか。
		これで質疑を終わります。
		以上で、報告第4号の報告を終わります。
議	長	<p>日程第7 報告第5号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	<p>それでは報告第5号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、決算状況を御報告いたします。</p> <p>なお本日御報告する内容は、令和3年5月20日に開催された株式会社松野町農林公社定時株主総会において承認されたものでございます。</p> <p>それでは株主総会資料に基づきまして、松野町農林公社の事業報告と決算状況を御説明いたします。</p> <p>令和2年度の経営全般につきましては、新型コロナウイルスの影響</p>

が多大に関係をしております、非常に厳しい環境下での経営を余儀なくされていることは御承知のとおりであります。12月には、支援対策として、300万円の追加指定管理料を予算化いただいたところであり、農林公社におきましては、最大限の経営努力を行い、御報告の決算状況となっております。そのように、様々な要因がございますので、その点、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、令和2年度の実績等について、事業ごとに御説明を申し上げます。

農林公社の主な事業は、野菜苗や花苗栽培の育苗事業、トマト栽培やブルーベリー栽培などの成果事業、梅加工場の運営による梅事業、農作業委託のアグリレスキュー事業、新規就農者の確保、育成を行う研修事業の5部門であります。

まず、育苗事業について御説明をいたします。

育苗は、公社の売上げや収益の大きな部分を担う事業であります。農業全般の課題である高齢化や担い手不足などマイナス要因の影響もあり、ここ数年は減少傾向ではありますが、今年度実績は、ほぼ前年度同額の総額3千984万7千円であります。

野菜苗の状況としては、管内の種苗店の取扱い注文が増加しております、令和3年度にも大口の追加を予定している状況です。JAえひめ南分も追加注文を受け、そのほかJA高知県、公社直販などを中心に販売を実施いたしました。大口案件に対応するため、現在施設等の準備をいたしております。

花苗については、全般的に減少しております大口顧客である県内事業者の出荷量が減少傾向ではありますが、その事業者が全国組織へ再編されたことに伴い、受注システムを再構築される意向であります。そのシステムへの対応に合わせて、取扱い量の増加につながるよう努めていきたい考えであります。

さくらひめについては、栽培開始から5年目を迎え、県の農林水産研究所や営業本部、市場関係者などの指導、助言を受けながら、栽培

技術、品質とも更に向上いたしております。元年産より、2棟のハウスをフル活用して面積拡大を図っており、また昨年からは、JAの共販出荷により、関西市場松山市場への定期的な出荷を行い、県内外の市場評価も年々増している状況であります。それにつれて、販売価格も基本的には上昇しておりますが、新型コロナウイルスの影響で花き全体の需要が低迷し、公社のさくらひめだけでなく、販売は苦戦している現状であります。ハウスの遮熱設備も整備をしたことから、今後は3番花の出荷も実施し、収益の増額につながる努力を図って参ります。

次に、青果事業であります。まず研修ハウスでのトマト栽培事業の状況は、収穫量が24.6トン販売額は1千495万2千円であり、施設の手入れなどにより、収量は増加しております。収量の増加分、販売額も増加しておりますが、これも新型コロナの影響や直売所での販売事業者の増加など、マイナス要因も混在している状況であります。

次にブルーベリーの様子は、気候等の影響で収量は半減しておりますが、市場価格がよく112万5千円の販売額でありました。

新たな取り組みとして対応を開始した、キウイの花粉事業につきましては、精製作業に必要な施設の建設と県補助事業により、精製関連の機器の整備を実施したところであります。

次に梅事業であります。数量的には、暖冬受粉時の影響により、前年比では、減収の31.9トンの受入れでありました。出荷実績は16.2トンで、A品率は37.3%でありましたが、全国的に需要が多かったことから、高単価での買取り実績となりました。農家への精算も、高単価での支払いを実施いたしました。出荷時のA品率を維持することにより、農家への精算単価の向上に努めているところでございます。また現在、一部は県内業者への出荷も実施しております。梅の園地につきましては、公社の作業委託による部分も多いため、栽培管理を徹底し、丁寧な収穫や出荷時の選果をより厳正にすることによ

り、A品率向上に取り組むとともに、農地の貸借も現実的に検討する段階と捉えているところであります。

次にアグリレスキュー事業であります。アグレス事業は、作業依頼総数で526件、総額は1千63万9千円であります。依然として、全体的に増加傾向であり、公社アグレス事業への依存度の高さが見られる状況です。特に、作業の増加してきた部門につきましては、機械設備も含め体制整備を行う必要もあり、今後の在り方も検討しながら、高齢化する町内農家の受皿としての役割を果たしていきたいと考えております。

次に研修事業であります。県事業を活用しながら、受入れ体制や研修設備、就農支援などの条件整備、対応を実施して参りました。特にJAが管内主力品目として推進しているキュウリの施設栽培を中心に、実働的な研修内容の構築と指導技術の習得に努めているところであります。

コロナ禍において、県内外首都圏域での募集活動が制約されている中ではありますけれども、リモート技術などの活用によりまして、担い手の確保、育成の中心的な組織として、今後も実績にこだわりながら事業の推進を図って参ります。

それでは令和2年度の決算状況を説明いたします。

まずは、貸借対照表であります。

資産の部では、流動資産として、現金預金987万6千円のほか、未収入金525万9千円、商品在庫629万7千円ほかで、計2千389万円であります。次に固定資産として有形固定資産、出資金を合わせて計1千378万5千円となります。流動資産固定資産を合わせて、資産の合計額は、3千767万6千円であります。これに対する負債の部では、買掛金、未払金、長期リース未払金等で1千86万2千円、純資産として、資本金と利益剰余金を合わせて2千681万4千円で、合計3千767万6千円となっております。

次に損益計算書を御説明いたします。

売上高では、育苗事業の売上げが3千984万7千円、青果事業の売上げが1千907万7千円、梅事業の売上げが1千123万1千円、アグリレスキュー事業などの作業売上げが1千63万9千円、研修事業に伴う売上げが55万8千円で、5事業合わせて8千135万4千円となっております。これに対する売上げ原価が7千191万9千円で、売上げ総利益は943万5千円となります。販売費及び一般管理費が4千283万6千円で、この時点での営業利益はマイナス3千340万1千円となっております。これに営業外収益として指定管理料、町の補助金のほか、利息、配当金、雑収入の合計額4千162万9千円を加え、営業外経費を引いた経常利益は821万4千円であります。研修施設やキウイ花粉事業に伴い、補助事業による固定資産分を圧縮損として計上した980万4千円と法人税を差引きした、最終的な当期純利益は168万3千円のマイナス決算となります。

最後に、当期純利益がマイナスとなっておりますが、新型コロナウイルス蔓延の影響が年度当初のみならず、結果的に年間を通じて発生しており、追加で指定管理料の補填を受けた状況であります。国の支援策の活用と営業努力により、マイナスを最小に抑えることができましたが、これは公社設立以来の最大の危機であったと言えます。今後も依然としてコロナ禍の影響は続くものと考えられますが、社会、経済等の状況変動の把握、消費者等市場動向への対応など、アフターコロナも見据えた事業展開を推進すべきと考えており、しっかりとした次年度への対応も計画予算化しているところであります。

なお社会全体の情勢では、一般企業等はですね、前年比10%から30%の減少と言われている中、農林公社においては、前年比では、決算状況は改善傾向でありまして、担当をしていただいている税理士からも、企業努力の成果として評価をいただいているところであります。しかしながら、楽観視できる情勢下ではなく、更なる改革改善が必要と考えております。

公社に寄せられる農家や町民からの期待、希望を実現するため、ま

	<p>た町農政のリーダー役として、公社の果たすべき役割を十分に理解しながら、難局を乗り切るための更なる自己改革に努めてくれるものと期待をしております。</p> <p>町といたしましても、厳しい農政を確実に推進する唯一無二の存在として認識しておりまして、最大限の活躍が実践できるよう支援、指導を徹底し、お互いの協力関係のもと、課題山積の現状を打破したいと考えております。人材不足の実情、また気候等にも左右される農業関連事業のため、不安要素も多々ありますけれども、揺るぎない経営理念により事業を推進させていきたいと考えております。</p> <p>以上、松野町農林公社の令和2年度の決算状況を御報告いたします。</p>
議	<p>長 これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>長 質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第5号の報告を終わります。</p>
議	<p>長 日程第8 報告第6号「令和2年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂本町	<p>長 「議長」</p>
議	<p>長 「坂本町長」</p>
坂本町	<p>長 それでは報告第6号「令和2年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御報告申し上げます。</p> <p>本報告は、地方自治法第213条の規定によりまして、前年度の歳出予算で設定をしました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、その繰越額の状況及び財源内訳を繰越計算書により報告するものでございます。繰越事業は、電子入札制度導入事業ほか16事業となっております。繰越総額は3億4千694万7千円で、その財源内訳は、国庫支出金2億1千241万8千円、県支出金2千796万6千円、地方債9千640万円、</p>

	<p>繰越金1千16万3千円を充当するものであります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第6号の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第9 承認第1号「専決処分の承認について(松野町税条例等の一部を改正する条例)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>それでは承認第1号「松野町税条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布されまして、原則として同年4月1日から施行をされました。</p> <p>このことから、松野町税条例等の一部を改正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。</p> <p>令和3年度の税制改正では、令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税等の負担調整措置等を継続した上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずることになっております。また、軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しが行われました。</p> <p>よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願いいたします。</p>

議	長	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております承認第1号は、即決したいと思いま す。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、承認第1号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、承認第1号を採決します。 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、承認第1号「専決処分の承認について(松野町税条例 等の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定し ました。
議	長	日程第10 承認第2号「専決処分の承認について(松野町指定地 域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例)」以下、日程番号の順を追い、
議	長	日程第13 承認第5号「専決処分の承認について(松野町指定居 宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例)」までの4議案を関連がありますので一括議題

	<p>とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>それでは専決処分の承認につきまして、承認第2号「松野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」続きまして、承認第3号「松野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、承認第4号「松野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、承認第5号「松野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」について、一括して提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>これは指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、令和3年3月31日に専決処分をし、令和3年4月1日に施行したものであります。</p> <p>主な改正内容としては、感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援、重度化防止の取組の推進、介護人材の確保、介護現場の革新、高齢者虐待防止の推進を反映させるために必要な改正を行ったものであります。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いいたします。</p>
議長	これから、各案に対する質疑を行います。
	(質疑 ～ なし)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p>

議 長	<p>ただいま議題となっております承認第2号から承認第5号までの各案は即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>したがって、承認第2号から承認第5号までの各案は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論採決を行います。</p> <p>この討論採決は、議案ごとに行います。</p> <p>最初に、承認第2号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第2号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第2号「専決処分の承認について(松野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、承認第3号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>

議 長	<p>これから、承認第3号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第3号「専決処分の承認について(松野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、承認第4号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>これから、承認第4号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第4号「専決処分の承認について(松野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、承認第5号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第5号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第5号「専決処分の承認について(松野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第14 承認第6号「専決処分の承認について(令和3年度松野町一般会計補正予算(第1号))」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>それでは承認第6号「令和3年度松野町一般会計補正予算(第1号)」につきまして御報告を申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、本年4月26日付けで専決処分をした補正予算につきまして、同条第3項の規定に基づきその承認を求めるものであります。</p> <p>今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症によって生じている諸課題に対応するため、県の不要不急の外出自粛要請等を踏まえ、緊急に措置を必要とする経費等、新型コロナウイルス感染症対策に限定した補正予算としたところであります。</p> <p>歳入歳出の予算の補正額は、555万円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ50億2千55万円としたものであります。</p> <p>歳出予算の補正内容は、3款民生費では、老人福祉費に、新型コロナウイルス感染症感染による、重症患者発生リスクが高い町内に所在する高齢者福祉施設及び障がい福祉施設等が、感染拡大防止に必要なPCR等の検査を、施設等の職員等を対象として行うための、高齢者</p>

		<p>福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査費用補助金 75 万円を計上するほか、7 款商工費では、商工振興費に、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、事業活動に影響を受けた町内の事業者等の事業継続を支援するため、酒類を提供する店舗の営業時間短縮等に協力した者に対する、新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮等協力補助金 480 万円を追加しております。これらの歳出予算に対応いたします歳入予算としては、14 款国庫支出金 384 万円、15 款県支出金 48 万円を追加し、最終の財源調整として、10 款地方交付税 123 万円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、承認いただきますようお願いいたします。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第 6 号は、即決したいと思えます。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第 6 号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第 6 号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p>

<p>議 長</p>	<p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第6号「専決処分の承認について(令和3年度松野町一般会計補正予算(第1号))」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第15 承認第7号「専決処分の承認について(令和3年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号))」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>それでは承認第7号「令和3年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第179条第1項の規定により本年5月31日付けで専決処分をしたので、同条第3項の規定によりましてその承認を求めるものであります。</p> <p>内容は、令和2年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計の償還収入において、4千198万2千円の歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和3年度会計から繰上充用により補填をしたものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第7号は、即決したいと思いません。</p>

		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、承認第7号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、承認第7号を採決します。
		本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、承認第7号「専決処分の承認について(令和3年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号))」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	ここでしばらく休憩します。(11:37)
		(休憩 11:37 ～ 再開 11:45)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11:45)
議	長	日程第16 議案第33号「松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第33号「松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。
		新型コロナウイルスワクチン接種の実施につきましては、国の方針に基づきまして、計画的に行うこととなっており、休日接種を行う場

		<p>合の財政措置も示されております。</p> <p>本町でも、土曜日の予防接種日を設けて対応するようにしているところですが、その際、必要となる診療所医師の特殊勤務手当の規定を今回追加するものであります。</p> <p>今後、このように体制を整えながら、希望する町民に対するワクチン接種を計画的に進めて参りたいと考えておりますので、どうか御理解御協力をお願いをいたします。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第33号は、即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第33号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第33号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p>

議 長	<p>したがって、議案第33号「松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程第17 議案第34号「松野町災害対策本部条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>それでは議案第34号「松野町災害対策本部条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本町の防災行政につきましては、その根幹となる松野町地域防災計画を令和3年3月に修正したところであります。</p> <p>主な修正内容としましては、町内でも大きな被害や傷痕を残した平成30年7月豪雨災害を踏まえた、より実働的で効果的な災害対策本部体制等の見直しを行い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。
議 長	(質疑 ～ なし)
議 長	質疑なしと認めます。
	お諮りします。
	ただいま議題となっております議案第34号は、即決したいと思います。
	御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第34号は即決することに決定しました。
	続いて、本案に対する討論を行います。

議 長	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第34号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第34号「松野町災害対策本部条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第18 議案第35号「松野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは議案第35号「松野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正について」提案理由を御説明いたします。</p> <p>地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布されまして、原則として同年4月1日に施行されました。</p> <p>このことから、関連ある松野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものであります。</p> <p>この改正は、令和2年7月に閣議決定されました規制改革実施計画において、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して、紙の書面の作成提出等を求めているもの、押印を求めているもの又は対面での手続を求めているものが、見直し対象になったことより、関連する手続について、押印の見直し等を行うものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>

議	長	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第35号は、即決したいと思います。
議	長	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第35号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第35号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第35号「松野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第19 議案第36号「工事請負契約の締結について(虹の森まつの保育園大規模改修工事)」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第36号「工事請負契約の締結について」提案理由を御説明申し上げます。

		<p>平成14年度に整備された虹の森まつの保育園は、以後18年が経過をしまして経年劣化が著しい状況にあるため、新型コロナウイルス等の感染症対策を合わせて、園舎の機能向上を図る大規模な改修を行うことといたしました。</p> <p>このため、虹の森まつの保育園大規模改修建築工事につきまして、去る5月28日に指名競争入札を執行いたしました結果、松野町大字松丸399番地、株式会社松野建設代表取締役山口しおり氏が消費税を含めまして、9千20万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の定めるところによりまして、議会の議決をお願いするものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第36号は、即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第36号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>これから、議案第36号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第36号「工事請負契約の締結について(虹の森まつの保育園大規模改修工事)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p> <p>坂 本 町 長</p> <p>議 長</p> <p>坂 本 町 長</p>	<p>日程第20 議案第37号「令和3年度松野町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは議案第37号「令和3年度松野町一般会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、町内中小企業者等の支援を図ることを目的に、愛媛県との連携によるえひめ版応援金事業費を追加するほか、地域経済活動の回復を図るための町内での消費喚起施策の実施に要する経費、国の施策に基づく低所得の子育て世帯を支援するための給付金事業費等、急を要する諸事業の補正を中心に編成をしております。</p> <p>歳入歳出予算の補正額は、3千894万1千円の追加で、補正額の予算総額を歳入歳出それぞれ50億5千949万1千円にしようとするものであります。</p> <p>それでは、歳出補正予算の主なものについて説明を申し上げます。</p> <p>3款民生費では、老人福祉費に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を予防するため、高齢者施設に新たに入所する者及び介護保険による通所サービスを利用中若しくは利用予定の者で、本人の希望により、医療機関等においてPCR検査等を受けた者に対する、高齢者等PCR検査費助成金252万円を計上し、児童福祉総務費に</p>

は、国の施策に基づきまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯への生活支援対策として、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 210 万円を追加するほか、関連する事務費を計上しております。

次に 4 款衛生費の保健衛生費では、国の方針として 7 月末までに、65 歳以上の希望する高齢者に対して、新型コロナウイルスワクチン接種を終えるように実施主体の全国の市区町村に要請がなされておりますが、このことに対応するため、医療機関である中央診療所に対して、休日のワクチン接種に要する経費として、新型コロナウイルスワクチン接種休日分委託料 103 万 1 千円を追加しております。

6 款農業費では、農業振興費に、令和元年度から生産販売が始まった愛媛県オリジナルのブランド米「ひめの凜」の普及生産拡大を図ることを目的に、事業主体でありますえひめ南農業協同組合に対する、ひめの凜生産拡大支援事業費補助金 7 千円を計上し、担い手育成対策費には、就農後間もない新規就農者の生産活動を支援し、経営を安定させることを目的に、事業実施主体が新規就農者へリースする農業機械及び施設の整備に要する経費について、これも事業主体であるえひめ南農業協同組合に対する、担い手総合支援事業費補助金 581 万 3 千円を追加、農地費には、ため池災害の未然防止及び被害軽減を図ることを目的に、ため池周辺地域の情報伝達体制、避難誘導体制等の確立を図るため、ため池ハザードマップ作成委託料 1 千 600 万円を計上しております。

次に 7 款商工費では、商工振興費に、新型コロナウイルス感染症の影響による町内商工業者対策として、町内商店等での一定額利用の購入者に対し、抽選券を配布し、町内限定の商品券や町内商品が当たる、今回で第 3 回目となりますけれども、消費喚起キャンペーンを実施するにあたりまして、事業主体である商工会に対する補助金 300 万円を追加するほか、感染症拡大に伴い、飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出移動の自粛等により、事業所の収入が大きく減少する中で、

		<p>感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者等を支援するため、県との連携事業として実施する、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等応援補助金800万円を計上しております。</p> <p>これらの歳出に対応いたします歳入としては、14款国庫支出金2千486万円、15款県支出金691万3千円を追加し、最終の財源調整として10款地方交付税716万8千円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
5 番	森岡	「議長5番」
議	長	「5番、森岡健治議員」
5 番	森岡	1点だけ、7款1項2目商工費の中の300万ですか、商工会補助金、これで、去年が2回、今年が、これで1回かな、今年で3回目に、今回で3回目ですね。いろいろこう、問題点やら何やら、こう今までの結果が、聞いておられると思いますが、私が言いたいのは、町民が喜ばれる、で、その補助とか、そういうことを出して、町内に喚起ができる、より、それがほかのこと、ほかの商店にまたつながるそういう施策になるように要請をしておきたいと思います。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	はい。
		<p>今回このキャンペーン3回目となるわけでございますけれども、それぞれの市町で景気、消費喚起対策やっております。私、松野町で一番大事なことは、やっぱり地域内で経済を回すこと、どうしても品ぞろえとか、あるいはね、価格の面で、町外の大規模小売店には負けてしまうというようなことがあって、どうしても消費購買力が町外に流出しております。それを何とか町内でお金を使ってもらう、そうすれば経済効果は2倍3倍になると思っております。その方法として今思いついているのがこのキャンペーンでございますが、これ以外にもで</p>

<p>議 長 7 番 赤 松 議 長 7 番 赤 松</p>	<p>すね、その町内でお金を回す対流させる、そのことについて良いアイデアがあれば、これは事業主さんあるいは商工会とも相談して柔軟に対応していきたいと思っております。</p> <p>どちらにせよ、このコロナの影響は経済的な打撃はですね、その傷痕はなかなか癒せない、これからも支援をしていかなければならないと思っておりますので、そういったところには十分な手当てができますように、また議会の皆様と御相談をしながら、予算化をしていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>「議長7番」</p> <p>「7番、赤松紀幸議員」</p> <p>予算書の9ページを開けていただいたらと思います。</p> <p>6款1項4目担い手総合支援事業費補助金581万3千円についてお伺いをしたいと思います。</p> <p>本事業は、今年度、県において農業の担い手確保育成をするために新設をされ、町ではこの事業を活用して、事業主体のえひめ南農協に対し、県町で3分の1ずつ、合わせて3分の2を補助し、残りの約3分の1を農協が負担し、農業用パイプハウスを整備して、それを新規就労者にリース契約で貸付けするというものでございます。</p> <p>町では、担い手不足の打開策として、人・農地プランの実用化を推進するため、今年からの今後の農地を担う人を中心経営体として定め、将来の地域の農業の方針が策定され、今年度からいよいよ実践に向けた取り組みをしていくという中であって、本事業の展開は、大いに期待をするものでございます。つきましては、新規就農者に対して、生産活動を支援し、経営を安定させることは、大変重要なことであると思いますが、本事業の実施主体の農協をはじめ、先ほどの農林公社の事業報告にもありましたように、公社でも次世代ファーマーサポート事業に取り組んでおられますが、今後、このリースを受けられます</p>
--	--

<p>小西農林振興課長 議 長 小西農林振興課長</p>	<p>新規就農者に対して、どのような作物を作られるのか、また就労者に対してそれぞれの関係機関でどのような支援を考えられておられるのか、また農業用ハウスを整備されているのに、利活用をされていない施設も見受けられるが、それはどのくらいあるのか、またそれらの利活用については、どのように考えられているのかお聞きしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>「議長」</p> <p>「小西課長」</p> <p>それでは赤松議員さんの質疑に、御答弁させていただいたらと思います。</p> <p>大きく2点ありましたが、まず1点目の新規就農者へ対しての支援体制、そしてどういった作物を支援していくのかということでございます。</p> <p>質問の中に言っていただいたように、この事業につきましては、今年度新たに県のほうで担い手を総合的に支援する事業として再編されたものでありまして、公社が今まで実施をしておりました次世代ファーマーサポート事業も、この事業の中に統括をされたということになっております。ということは、担い手を確保すること育成すること、そして基盤整備をして支援していくということ、全て統括で行うということになっておりますので、公社が行います研修事業も、この事業の中で一緒に対応をしていくということになります。そういうことになりますと、公社が新たな担い手を作っていこうとする研修メニューと新たに担い手を支援していこうとする政策については、ある程度整合性がないといけないということで、公社で研修施設として整備しておりますJAが、主力作物として大きく取上げておりますキュウリについて、中心に実施をしていこうと思っております。</p> <p>今回の施設整備につきましても、新規就農者につきましては、キュウリ用のハウスとして整備をするということでもありますので、基本的</p>
--------------------------------------	--

にはその作物を中心に据えたいと思いますが、農林公社の研修におきましては、従来のトマトハウスもありますし、様々なさくらひめ等々の新規作物にも対応しておりますので、新規就農の作物については、そういう研修の内容も踏まえて、柔軟に対応をしていきたいという考えもございます。

そして、関係機関との協力とか役割分担でございますが、公社におきましても、この基盤整備の担い手のサポートについて、実際に検討もいたしましたけれども、資金面であるとか、今までの事業を実施したノウハウとか、そういうことを鑑みますと、既に事業を実施しておられますJAさんに、この基盤整備の部分はお願いをするほうがスムーズに進むのではないかという結果にも至りまして、今回、JAえひめ南さんに、このリース事業についての事業実施主体としてのお願いをしたところでございます。

そういうことから、町といたしましては、この新規就農者の計画を認定しているという立場もございますし、愛媛県はその計画を作成するに当たって、指導をしていただいております。そして研修施設として、公社は、その担い手を育てるという立場もありますし、JAにつきましてはその施設整備をして、今後、その農家を、JAの出荷分を含めまして、育てていくということもありますので、そういう観点から、関連機関が協力体制をより一層密にしまして、1人の就農者をしっかり育てていく体制を作っていくというふうに考えておりますので、その辺につきましては御理解をいただけたらと思います。

もう1点、未利用のハウス施設がたくさんあるのではないかという御指摘ではありますが、確かに町内には、年代の別はしまして、古いものから新しいものまで、利用がなされていない施設が点在しているのは御理解のとおりでございますが、今回の新規就農の方の施設整備につきましても、現有施設が利用できないのかということ、まず検討をしたことは事実でございますが、やはり借地の上に、借受けの施設が建っているものを借受けて、自分が設備投資をしていくということに

<p>7 番 赤 松 議 長 7 番 赤 松</p>	<p>つきましては、やはり中長期的な観点から見ますと、やはり人の資材に自分が投資をしていくということが、経営上どうなのかという、いろいろな課題もありまして、やはり自分の農地に新しい施設を作って経営をしていきたいということで、今回結論に至りまして、新たな事業を導入することになっております。</p> <p>しかしながら現有施設を遊休施設として放置しておくことは、やはり避けなければならないということは考えておりますので、今後につきましては現有しております民間のハウスにつきましても、キウイの事業でありますとか、それぞれ施設がまだ活用できる事業もございますので、そういう観点を含めて、利活用については検討したいと思っておりますけれども、やはり先ほど言いましたように、個人の施設、個人の農地の施設をどう活用していくかということは、やはりしっかりとした仕組み作りをしておかなければ、個人の財産にも関わることで、そういうことは十分に検討しながら、利活用したいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>「議長 7 番」</p> <p>「7 番、赤松紀幸議員」</p> <p>支援については農協を中心にされるということでございます。1番、リースの主体でございます農協が、1番取り組んでいただくのが良いのではないかと考えられます。</p> <p>それで今未利用の施設の関係でございますが、経営に当たっては、極力設備投資等の設備投資は極力少なくして、健全な管理運営をしていくのが1番ベターな方法と思われまして、そういうことで、せっかく施設があるのであれば、いろいろ問題は、今お話されましたようにあるかと思いますが、引き続き良い知恵を出し合うて検討をしていただいたらと思います。</p> <p>それから、もう1つお聞きしたいんですが、今回1件だけこの事業を適用しての補助を行うということでございますが、引き続きもしこ</p>
------------------------------------	---

の事業を要望されるその新規就農者があれば、町としてもこの補助金を利用して対応していくお考えか、そこもあわせてお聞きしたいと思います。

それともう1点同じくちょっとこの件名が違うわけですが、ため池ハザードマップの作成委託料、これについてもあわせてお伺いをしたいと思います。1千600万円の予算化でございますが、本事業は、南海トラフ地震や豪雨に備えての緊急時の迅速な避難行動につながるため、今回、国の農業水路等の長寿命化、防災減災事業補助金の全額補助をいただいて、町内20ヶ所のため池のハザードマップを作成するというところで、これにより町内の防災重点ため池の37ヶ所が全部完了するというところでございますが、御承知のとおり、農業者の減少や高齢化が進行する中で、今後ため池の管理がおろそかになる可能性を踏まえた場合に、ため池ハザードマップを有効に活用するには、地域住民に災害の危険性とか、それから避難方法等の防災意識をしっかりと持ってもらうことが重要であろうかと思えます。

ハザードマップの作成段階や作成後において、行政、それからため池管理者、地域住民等がどのようにしてこれの共有化を図って、災害の未然防止や軽減を推進していくのか、そこら辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

小西農林振興課長  
議 長  
小西農林振興課長

「議長」

「小西課長」

はい。

まず1点目、担い手総合支援事業の利活用の今後のことでございますが、非常に担い手の確保ということは、ちょっともう答弁しましたように、農業林業それぞれの事業において非常に重要なものでありますので、その数少ない就農希望の方の基盤を整備するということは、非常に大切だと考えておりますので、今後このような事業の希望がありました時には、前向きに対応をしたいと思っております。

そして防災重点ため池の関係でございます。ハザードマップのこと

でございます。

今質問していただいた内容のとおりでありまして、災害時の迅速な避難を促すための指標として、作成をするわけでございます。今言っていたいただきましたように、今回の2ヶ所を作成することによりまして、町内の防災重点ため池37ヶ所は、全て網羅ができることとなりますので、非常に有効だというふうに考えております。この点につきましては、先ほど言いましたように10分の10の国庫補助をいただいております。これは国県の配慮もございまして、なるべく優先的に率先して作成をしてはどうかという御指導もありまして、今回、予算対応をさしていただいとるものでございますが、ため池という、農業のため池という性質上、農林の部門で担当はいたしておりますけれども、これは最終的に町の地域防災計画の中で、一括して網羅するべきものというふうに考えております。ですからため池ハザードマップが全て作成できました折には、町の防災計画との整合性を取りながら、一体的に住民に周知をして、その位置づけを理解してもらうことが重要だというふうに考えております。

このため池ハザードマップの作成につきましては、それぞれの受益者、地域において、説明会、ワークショップを行うこととしておりまして、これはどういうことかと言いますと、住民に参画をしていただいて、住民の意見を十分そのハザードマップに反映をさした中で、皆で作り上げるという位置づけのものでございますので、一方的に行政が作って住民に周知をするというよりは、地域内の実情もなるべく反映をさせながら、地図上では分からない地域独特の理由等々もこの中に反映をさせていって、住民が万が一の時の指標となるものにしたいと思っております。

そういう観点から、今後の防災のほうとの関連もありますので、地域の説明会、ワークショップには、防災安全課のほうにも一緒に同席を願うこととしておりまして、町の組織としての横のつながりも持ちながら、この作成については対応したいと思っておりますので御理解

		<p>いただいたらと思います。</p>
7 番 赤 松	議 長	<p>「議長 7 番」</p> <p>「7 番、赤松紀幸議員」</p>
7 番 赤 松		<p>ハザードマップも今後作成、作成後についても十分対応を考えていただいておりますので、安心をいたしました。</p> <p>町民の今後の安全、安心に向けて御尽力いただきますようお願い申し上げます。質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
6 番 加 藤	議 長	<p>「議長 6 番」</p> <p>「6 番、加藤康幸議員」</p>
6 番 加 藤		<p>直接ですね、予算的には関係はちょっとないんですけど、保健の衛生の分ですね、今日もう保健課長も見えてますが今の段階ですね、接種のほうも徐々にワクチンの接種も行うと思うんですが、今の段階ですね、接種率とまたいろいろ医薬のほうも受入れもあると思うんですけどね、今の段階で、町は、早いうちにね、実行してもろうてありがたいんですけど、今の段階で徐々にですね、進行しているかどうか、ちょっと参考までにお聞きをしたらと思っております。</p>
坂 本 町 長	議 長	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長		<p>ワクチンの接種の問題なんですけど、冒頭の御挨拶でも申し上げましたように、松野町はちょっと今のところ接種率、他の市町と比べて低いことになっております。それは、松野町の特殊な事情といいますか、医療機関が中央診療所しかないということで、お医者さんも診療所の先生お2人しかいないということで、その中で人口に対してその高齢者施設が多い、そこも接種をしなければならない、それから診療所も開けないかんということで、実は県下で1番低い接種率に今留まっております。ただし今週からですね、一気に、一般向けの接種を開始をしましたので、これからどんどん、ほかのところに追いついていくと思っております。冒頭でも御報告しましたとおり、7月末までの高齢</p>

		<p>者の接種完了ということはもう計画どおり進んでおりますし、それ以降の65歳未満につきましても、予定どおりほかの市町に遅れることのないように進めて参りますので、どうぞ町民の皆様には御安心、安心していただいで、ちょっとお待ちいただきますようお願いをしたいと思います。</p>
6番	加藤	「議長6番」
議	長	「6番、加藤康幸議員」
6番	加藤	<p>分りました。今のところは接種率も低いと、そういう状況なんですが、私もいろんな町、市町、町からもいろいろと聞いております。</p> <p>松野町も案外早いんですね、実行するのには。そういった面ではね、私も安心はしとるんですけど、あとはもう接種率をですね、上げていただいでですね、また呼びかけもしていただいで、医療従事者の方は大変やろうと思えますけど、これをやるためにですね、やっぱりコロナのあれも乗り切るとそういうふうになってますもんで、何とぞ早い時期にですね、達成するようお願いをしておいたらと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	ほかないでしょうか。
4番	近藤	「議長4番」
議	長	「4番、近藤由美子議員」
4番	近藤	<p>ちょっと途中、ドクターだけがね、するようになってるでしょう。それ、それはあと医療従事者、看護師さんとかは、打てれない状態になってるじゃないですか今。打てるのは打てるんですけど、ここに載ってないでしょ。実際に打ってるんですか。</p> <p>あ、打ってるんですか。</p> <p>そしたら手当は一緒なんですか。手当は一緒なんですか。</p> <p>手当これ補正で出とったでしょ。</p>
坂本町	長	その辺、保健課長に答弁させます。
4番	近藤	はい。
上本保健福祉課	長	「議長」

<p>議 長 上本保健福祉課長</p>	<p>「上本課長」 近藤議員さんの御質問にお答えいたします。 看護師さんが、例えば休日時の接種についてですか。 医師につきましては先ほど御承認いただいた形なんですけれど、看護師につきましては、勤務の中で、休日の勤務というふうに発生した場合には、時間外手当という形で支給されるようになっております。 看護師の場合は勤務がですね、休日であっても通常勤務の場合もありますので、その辺りで勤務表に基づいた形での適正な時間外であれば、時間外の支給という形で対応をさせていただいております。 以上です。</p>
<p>4 番 近 藤</p>	<p>順調に進んでるから、そんな言わなかったんですけど、そういう辺りがどうなってるのかちょっとこれ記録では見えてこなかったから、質問させていただきました。 ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。 これで、質疑を終わります。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第37号は、即決したいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第37号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>これから、議案第37号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第37号「令和3年度松野町一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番 山 下</p> <p>議 長</p> <p>3 番 山 下</p>	<p>日程第21 発議第1号「松野町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>提出者に趣旨説明を求めます。</p> <p>「議長3番」</p> <p>「3番、山下智恵議員」</p> <p>発議第1号「松野町議会会議規則の一部改正について」の提案をいたします。</p> <p>これは、地方自治法第112条及び松野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するもので、提出者松野町議会議員山下智恵、賛成者同じく関本豊、同じく赤松紀幸、同じく加藤康幸、同じく森岡健治、同じく近藤由美子であります。</p> <p>それでは、趣旨説明をいたします。</p> <p>発議第1号「松野町議会会議規則の一部を改正する規則」につきましては、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。</p> <p>また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。</p> <p>この改正は、全国町村議会議長会において、標準町村議会会議規則の改正が決定され、都道府県会長会おきまして了承されたもので、昨</p>

議	<p>今の社会情勢を勘案し、国会、都道府県議会、市議会の規定等を踏まえて改正するものであります。</p> <p>よろしく御審議賜わり、議決いただきますようお願い申し上げ、趣旨の説明といたします。</p> <p>質疑を省略し、討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております発議第1号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、発議第1号は即決することに決定しました。</p> <p>これから、発議第1号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、発議第1号「松野町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	<p>日程第22 選任第4号「松野町消防委員の選任について」を議題とします。</p> <p>議案書を配布しますので、しばらくお待ち下さい。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案については、提案理由並びに質疑討論を省略したいと思えます。</p>

議 長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、提案理由並びに質疑討論を省略することに決定しました。</p> <p>これから、選任第4号「松野町消防委員の選任について」を採決します。</p> <p>消防委員に赤松紀幸議員を選任します。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって消防委員は、原案のとおり選任することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第23 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。</p> <p>お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。</p> <p>これで会議を閉じます。(12:33)</p>
議 長	<p>町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思えます。</p>
坂本町 議 長	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>

坂 本 町 長

それでは、第2回定例議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重な審議を経て議決をいただき、また一般質問では、まちづくりに対する前向きな御意見、御提言を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、町内各部落からの要望事項を踏まえまして、あしたから部落役員さんの立会いのもと、現地調査を実施することとしております。各部落からは、道路、河川整備や水路改修、崖崩れ防災対策工事、消防防災施設整備など数多くの要望事項が出されておりました。関係課とともに現地の条件を拝見させていただき、具現化できるところから順次適切に対応して参る所存でございます。

本格的な出水時期を迎えまして、集中豪雨による土砂災害、河川の増水が懸念をされます。本町では、県や大洲河川国道事務所、松山地方气象台など関係機関との連携を深めながら、適切かつ速やかな情報の提供に努めて参ります。

特に、今回の災害対策基本法の改正によりまして、従来の避難勧告が廃止されて避難指示に一本化されたため、住民の皆さんにいかにして危機情報を伝達するのか、これは平時からの訓練準備が大事になってくると思われまますので、役場においても万全の体制を構築するとともに町民の皆様におかれましては、日頃から災害時への備えを行い、万一の場合は、自助、共助による危険回避行動をお願いしたいと思います。

6月1日から、県独自のコロナウイルスへの警戒レベルが「感染警戒期」へ移行されたことに伴い、観光施設や社会体育施設など町管理施設を通常どおり再開いたしております。各施設におきましても、感染防止対策の徹底に努めておりますが、利用者の皆様の御理解御協力も不可欠であります。引き続き、感染拡大に対して危機感を持ちながら、社会経済活動が徐々に回復していきますように、よろしく願いいたします。

